

## 令和3年度行政監査の講評に基づく措置状況について

改善・検討事項	措置状況
<p>① 公益上の必要性の明文化について</p> <p>補助金の交付は、「公益上の必要性」の有無が重要な判断基準であるが、交付要綱に交付目的が明らかになっていないものが見受けられた。</p> <p>交付要綱等には「公益上の必要性」を含めた交付目的を規定されたい。</p>	<p><b>【教育課】</b></p> <p>コミュニティ・スクール事業補助金について、令和4年度から要綱に公益上の必要性を含めた交付目的を規定し、実施していきます。</p> <p><b>【健康づくり課】</b></p> <p>尾北看護専門学校運営費補助金について、構成市町である3市2町（犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町、大口町）で、一般社団法人尾北医師会尾北看護専門学校運営費補助金交付要綱に「公益上の必要性」を含めた交付目的を規定するよう協議します。</p>
<p>② 補助対象経費の明確化について</p> <p>交付額や使途の透明性を確保する観点から、交付要綱等に補助対象の範囲と算定方法を明確にする必要があるが、どのように交付額が算出されたか確認できないものが見受けられた。</p> <p>また、実績報告書において、対象事業費と補助額の関係性が明記されていないものなど、補助対象の範囲が不明確なものがあった。</p> <p>さらに、毎年、変動している事業費に対し、定額を交付することに理由がないため、交付額の算定については、単価と数量から算定する方法や、補助対象経費総額に率を乗じて算定される額とするなど、金額が明確に算出できるよう検討されたい。</p>	<p><b>【高齢者生きがい課】</b></p> <p>江南市老人クラブ連合会補助金について、要綱の改正を行い、令和4年4月1日より適用するものです。</p> <p>改正後要綱では、補助対象経費を、活動に必要な報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、並びに備品購入費と明記し、対象の範囲を明確にしたところです。</p> <p>交付額の算定方法等につきましては、老人クラブ代表等との協議を踏まえ、今後の検討課題とします。</p> <p><b>【こども政策課】</b></p> <p>江南市子ども会活動費補助金交付要綱第2条において補助対象経費を明確にします。3条において補助額の算出基準を設け、補助限度額とするなど令和4年度中に改めます。</p>

改善・検討事項	措置状況
	<p><b>【健康づくり課】</b>  愛知県食品衛生協会江南支部補助金について、現在、運営費補助から補助交付目的である「消費者及び食品関係者に対する食品衛生意識の啓発・促進のために行う事業」の事業費補助への見直しを検討しており、該当する事業等について食品衛生協会江南支部と協議中です。</p> <p>対象事業費につきましては、運営費補助から事業費補助へ切り替えることで、対象事業費と補助額の関係性を明らかにし、算定方法などについて構成市町である3市2町（犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町、大口町）間で協議し、交付額が明確に算定できるよう見直します。</p>
<p>③ 交付申請書類の不備について</p> <p>補助金等の交付決定に際しては、交付要綱等で定められた申請書や添付資料に基づき、交付団体の事業目的、事業内容及び収支状況等を十分に審査する必要があるが、申請書に添付されるべき書類が添付されていなかったもの、申請書の記載内容が不明確なものがあった。</p> <p>適正に審査するためには、交付要綱等に定められている資料が添付されていないものは必要な書類を求められたい。また、申請書の記載内容に不備があるものは、必要な補正を指導されたい。</p>	<p><b>【健康づくり課】</b>  尾北看護専門学校運営費補助金について、現在、様式第1（第4条関係）「補助金交付申請書」に尾北看護専門学校独自の計画書を添付し申請しておりますが、事業内容及び収支状況等を審査できる書類が不十分となっており、また、申請書に補助効果・目的が記載されていないため、今後は江南市補助金等交付規則様式第2（第4条関係）「補助事業等計画書」及びそれに付随する資料の提出を求め、不備があるものについては、必要な補正を指導します。</p>
<p>④ 実績報告書類の不備について</p> <p>実績報告書類は、補助金等が適切な経費に充てられているか確認することや効果検証を行う上で必要な書類であるが、収支決算書で補助金等がどの経費に充当されているかが不明確なものが見受けられた。</p> <p>実績報告書の記載内容に不備があるものは、必要な補正を指導されたい。</p>	<p><b>【高齢者生きがい課】</b>  老人クラブ連合会補助金について、令和4年2月3日に開催されました老人クラブ会長会において、各単位クラブの会長に、従来通りの活動をより透明性を高めることが時代の要請であることをあらためて説明し、実績報告書の記載内容や添付資料に不備がないよう、依頼をしました。</p> <p>令和3年度分から、実績報告書の提出の際に、添付書類との照合により、記載内容等に不備が見受けられた場合には、必要な補正を指導します。</p>

改善・検討事項	措置状況
<p>⑤ 繰越額が多い団体について</p> <p>補助金額以上の繰越金がある団体が見受けられた。補助金は、当該年度の経費を補填するものであるから、余剰分は精算されたい。なお、繰越金が必要な団体にあつては、その具体的な計画を把握されたうえ、繰越の是非を判断されたい。</p> <p>また、繰越金の多い運営費補助団体については、事業費補助へ転換するなどして、自立を促されたい。</p>	<p><b>【高齢者生きがい課】</b></p> <p>老人クラブ補助金について、行政監査での指摘を踏まえ、要綱改正を行いました。</p> <p>改正後要綱では、基準日現在において、補助基準額を上回る繰越金がある場合、当該年度の補助金を交付しない条項を新たに設け、令和5年4月1日より適用し、適正な執行を求めるとともに、繰越金額が多額とならないよう措置を講じたところです。</p> <p>なお、余剰分の精算につきましては、不適切な支出につながる懸念から、追記しないこととしました。</p> <p><b>【健康づくり課】</b></p> <p>愛知県食品衛生協会江南支部補助金について、食品衛生協会江南支部に対し、繰越金の余剰分を精算するよう構成市町である3市2町（犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町、大口町）間で指導します。</p> <p>現在、食品衛生協会江南支部と協議し、運営費補助から事業費補助への見直しを検討しており、それに伴い、自立支援の在り方や補助の終期等についても、今後の動向を見据えながら3市2町間で協議し、自立を促します。</p>